

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第十六号

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例

佐賀県立都市公園条例（昭和三十六年佐賀県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

小学校児童 中学校生徒	四十円	二十円	四百円
----------------	-----	-----	-----

を

小学校児童 中学校生徒	四十円	二十円	四百円
六十五歳以上の者	百円	百円	千円

に改め、同表の備

考の二中「中学校生徒」の下に「、六十五歳以上の者」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後		改正前	
別表第三（第九条関係）		別表第三（第九条関係）	
区分	普通入園料 （二人一回につき）	個人	普通入園料 （二人一回につき）
		団体	普通入園料 （二人一回につき）
	年間入園料 （一人一年間につき）	個人	年間入園料 （一人一年間につき）
小学校児童 中学校生徒	四十円	二十円	四十円
六十五歳以上 の者	百円	百円	百円
右に掲げる 者以外の者	二百円	百四十円	二百円
備考	備考		
一 略	一 略		
二 右に掲げる者以外の者とは、小学校児童、 中学生徒、六十五歳以上の者及び就学前 の者以外の者をいう。	二 右に掲げる者以外の者とは、小学校児童、 中学生徒及び就学前の者以外の者をいう。		
三 略	三 略		